

「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ 第18回会合（WGIA18）」の結果について

環境省
国立研究開発法人国立環境研究所

1. 趣旨

環境省と国立研究開発法人国立環境研究所は、アジア地域諸国の温室効果ガス排出・吸収目録（以下「インベントリ」という。）の精度向上と、地域の協力関係の促進を目的として、2003年度より毎年度、「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（Workshop on Greenhouse Gas Inventories in Asia: WGIA）」を開催している。

2021年度は、7月8日（木）～14日（水）にオンラインで第18回会合（WGIA18）を開催し、日本を含むWGIAメンバー国^{*1}のうち15か国や米国環境保護庁、国際機関等の政府関係者、研究者（総計約100名）が参加した。

今回の会合では、インベントリの分野別に相互学習等を行うとともに、途上国が提出する隔年更新報告書（BUR）^{*2}や2006年IPCCガイドラインの適用に関する経験、パリ協定における透明性枠組み^{*3}の実施ルールについての議論を行い、参加国の透明性に関わる能力向上支援と、ネットワークの更なる強化を図った。

2. 開催概要

○日程：

2021年7月8日（木）～14日（水）

○主催者：

日本国環境省（MOEJ）、国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス（NIES/GIO）

○参加者：

総計約100名

<WGIA18参加国>

ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、日本（MOEJ、NIES等）

<国際機関等>

気候変動に関する政府間パネル・インベントリタスクフォース（IPCC TFI）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局、国連食糧農業機関（FAO）、米国環境保護庁（USEPA）等

3. 各議題の結果

（1）オープニングセッション

MOEJによる挨拶後、GIOよりWGIAの概要説明を行った。その後、MOEJより日本の

気候変動政策とその進捗状況等の概要説明を行った。

(2) インベントリの各分野に関する相互学習

分野横断事項（タイー日本）、エネルギー分野（ブルネーモングル）、土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）分野（ブータンーインドネシア）、廃棄物分野（中国ーインドネシア）で相互学習が実施された。相互学習では、互いのインベントリを詳細に学習し、意見交換を通じて改善を図るべく、参加国のインベントリ担当者同士が、お互いのインベントリやその作成に係る国内体制の整備について、事前にメールで質疑応答を行い、その上で議論に臨んだ。

参加各国ともパリ協定下で必須となる 2006 年 IPCC ガイドラインに基づく方法論に加え、国独自の排出係数の導入に前向きに取り組むなど、各自のインベントリを継続的に改善してきている。相互学習を通じて、相手国の方法論に加えデータ収集や品質管理・品質保証（QA/QC）を含む国内体制の状況を深く学習することで、自国のインベントリの今後の改善への参考とした。また、過去の相互学習で整理された課題についても、解決に向けて取り組んでいることが報告された。

(3) 非附属書 I 国の国別報告書（NC）^{*4}、BUR における温室効果ガスインベントリの進捗について

カンボジア、ラオスから第 1 回 BUR、中国から第 2 回 BUR、マレーシア、ベトナムから第 3 回 BUR の紹介が行われ、各国の最新の国内状況に関する基礎情報や排出・吸収量、緩和策等について報告された。

各参加国は、活動量データの取得、不確実性分析、国独自の排出係数の開発や、QA/QC 及び国内体制の確立などにおいて依然として共通の課題を抱えている。NC や BUR の作成の経験を共有することは、パリ協定における強化された透明性枠組みで提出することとなる隔年透明性報告書（BTR）の作成の基礎となる点で重要であり、様々な能力構築の機会を活用することが推奨されるという点について認識が共有された。

(4) 2006 年 IPCC ガイドラインへの移行及びインベントリ編纂を促進するリソースについて

タイ、シンガポール、フィリピンから、2006 年 IPCC ガイドラインへの移行経験について紹介された。また、IPCC TFI からは IPCC インベントリソフトウェアについて、FAO からは農業、林業及びその他土地利用（AFOLU）分野における排出・吸収量データベース（FAOSTAT）について紹介された。日本からは、衛星観測による排出・吸収量の推計の事例等について紹介した。

2024 年が初回の提出期限である BTR には、2006 年 IPCC ガイドラインに準拠したインベントリを含むことが求められていることから、データ収集、QA/QC の体制の整備や、インベントリ担当者の異動にも対応可能なように内部マニュアルの整備や文書保管、能力構築の継続等を通じて強固な国内制度を確立することの重要性が指摘された。また、このようなインベントリの編纂を支援・促進する国際的リソースが利用可能であることが言及された。

(5) パリ協定における透明性枠組みのための国家インベントリについて

UNFCCC 事務局から、BTR 中の国家インベントリに関する要求事項及び関連する支援活動について紹介された。続いて日本から、自国の国家インベントリの編纂と報告の経験について紹介し、USEPA からは、自国の AFOLU 分野の算定における時系列の一貫性の確保と再計算について紹介された。

パリ協定下でのインベントリへの移行に当たっては、新たな排出・吸収源、対象ガス、方法論への対応が課題となるため、これらの報告要件の正しい理解の下に、課題ごとに具体的な解決策を取ること、早い段階から計画的に準備することの重要性が認識された。また、インベントリの時系列全般にわたるデータの入手可能性が各国共通の課題であり、IPCC ガイドラインで示されているデータ補完手法などを用いた時系列データの品質の確保の重要性が指摘された。

4. 総括

今回の会合では、分野別に実施した相互学習において、相手国の方法論に加えデータ収集や QA/QC を含む国内体制等について学習し、実施国のインベントリ改善につながる成果が得られた。

また、全体会合において、活動量データの取得、不確実性分析や国独自の排出係数の開発、QA/QC 及び国内体制の確立などといった課題が依然として残っている中、パリ協定において強化される透明性枠組みでの報告要件に係る課題が確認された。参加者は、ガイドライン移行を乗り越えた経験を共有し、国内体制を整え移行準備を進めることの重要性について認識を共有した。さらに、パリ協定下でのインベントリ作成に向けて、早い段階から計画的に準備することの重要性が確認された。また、不足している時系列データは IPCC ガイドラインで示されている補完手法などを用いて補い、品質を確保する重要性が指摘された。さらに、BTR の作成準備に当たっては様々な国際的リソースや能力構築の機会を活用することが重要であることが確認された。最後に、WGIA の開催について参加者から謝辞が表明された。

5. 次回会合について

今後、パリ協定における透明性枠組みに対応するために一層の能力向上が必要なことを踏まえて、各国がインベントリの精度をより高められるよう WGIA を継続、発展させていく方向性等が確認された。

※1 WGIA メンバー国

WGIA メンバー国には、今回の会合に参加した 15 か国に加えて韓国が含まれる。

※2 隔年更新報告書 (BUR)

BUR は、UNFCCC 締約国のうち、非附属書 I 国が、2 年に 1 回の頻度で UNFCCC 締約国会議 (COP) に提出しなければならない報告書である。国内事情、国家インベントリ、緩和行動、受領している支援、国内 MRV (測定、報告及び検証) 等についての情報を含める。

※3 パリ協定における透明性枠組み

パリ協定第 13 条によって設立された枠組み。この枠組みの下、パリ協定締約国は

原則 2 年に 1 回の頻度で BTR の作成が求められることになった。BTR に含める情報として、インベントリ、国が決定する貢献（NDC）の進捗・達成状況、気候変動による影響及び適応、提供・受領した資金・技術移転・能力向上が挙げられている。提出した BTR は、技術的専門家審査及び進捗の促進的な多国間検討を受けることになる。なお、BTR の提出をもって BUR の提出は不要となる。

※ 4 国別報告書（NC）

UNFCCC の全ての締約国が、4 年に 1 回の頻度で提出しなければならない報告書である。非附属書 I 国の場合は、国内事情、国家インベントリ、適応行動、緩和行動、受領している支援等についての情報を含める。